

## 【令和7年度 第4回新潟地方最低賃金審議会 議事録】

1 日 時 令和7年8月22日（金） 10:00～11:45

2 場 所 新潟美咲合同庁舎2階 新潟労働局 会議室

3 出席者

公益代表委員 長谷川会長、佐々木会長代理、有元委員、小淵委員

労働者代表委員 遠藤委員、田辺委員、片山委員、櫻井委員、永井委員

使用者代表委員 徳武委員、八木委員、田中委員、竹越委員、廣井委員

事務局 福岡労働局長、中井労働基準部長

金丸賃金室長、金安賃金室長補佐、石田賃金係長

### 4 議題

- (1) 新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）
- (2) 新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に係る審議
- (3) 新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）
- (4) 新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議
- (5) 新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- (6) 新潟県特定最低賃金の改正決定について（諮問）
- (7) その他

### 5 資料

配布資料のとおり

### 6 議事内容

[事務局]賃金室長補佐

ただいまから第4回新潟地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず定足数についてご報告いたします。

本日は、公益の磯部委員が欠席となっておりますので、14名の委員の方が出席ということです。定足数は3分の2、10名となっておりますので、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。最低賃金審議会令第5条第2項において有効に成立しているということです。

続いて、本会議は、新潟地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づいて公開となっています。本日は10名の方が傍聴に来ておられます。他に異議申出の意見の陳述をされる方が3名、また、取材の方が見られております。

それでは、以後の進行を会長にお願いいたします。

[長谷川会長]

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第に基づき進めていきたいと思います。

議題（1）「新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）」に入ります。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

8月6日に答申いただきました新潟県最低賃金の改正決定につきまして、資料No.1とおり、公示を行いましたところ、資料2の3件について異議の申出がございました。

このため、最低賃金法第11条第3項に基づき、新潟県最低賃金の改正決定に係る異議の申出につきまして、労働局長から諮問させていただきます。

会長、局長は前にお進みください。委員の皆様は、資料No.3 諮問文をご覧ください。

[新潟労働局長]

新潟地方最低賃金審議会長 長谷川雪子 殿。新潟労働局長 福岡洋志。

令和7年度新潟県最低賃金の改正決定に係る新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問でございます。最低賃金法、昭和34年法律第137号、第12条の規定に基づく、新潟県最低賃金、昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号の改正決定について、最低賃金法第11条第2項の規定による異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

よろしくお願ひします。

[事務局]賃金室長補佐

それでは、席に戻りください。

[長谷川会長]

ただいま、労働局長から諮問をお受けいたしました。

それでは議題（2）「新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に係る審議」に入ります。

申出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]賃金室長

先ほど説明しましたとおり、昨日8月21日までを異議の申出期間と定め、3件の申出を受理いたしました。申出の内容につきましては、資料No.2のとおりとなります。

なお、新潟県労働組合総連合様には、添付の名簿のとおり、賛同される団体のうち、労働組合は43団体となります。申出の書面は、新潟県労働組合総連合様と同じものでしたので、添付は省略させてもらっております。

申出されました三つの新潟県労働組合総連合様、レインボーユニオン様、えちごユニオン様は、この審議会の場で直接意見を述べたいという意向の表明がありましたので、本日お越しいただいております。

以上になります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

それでは、意見陳述人は陳述席まで進み、氏名、所属、役職を名乗られ、10分以内で意見を述べてください。

最初に、新潟県労働組合総連合寺崎様、よろしくお願ひします。

[意見陳述者：新潟県労働組合総連合（関係労働者団体）]

新潟県労連の寺崎と申します。今日はこの機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

私たち県労連は、新潟地方最低賃金審議会の答申には、不服であり、再度審議していただきたいという思いで、今日は発言させていただきたいと思います。

新潟県最低賃金答申額1,050円では不服であります。

新潟市の先日、意見陳述させていただきましたけれども、最低生計費試算調査の額から人間らしい生活ができるのは月27万円月150時間で換算しますと、時給が1,837円になります。この最低生計費を何とかカバーできる額として、今すぐ1,500円に引上げていただきたいと思います。

政府目標では、2020年代に加重平均で1,500円を実現すると言いました。この5年間で1,500円にするためには、毎年7.3パーセントの引上げが必要になります。今年の引上げ額はプラス77円になるはずでした。中央の答申は63円または64円でした。新潟では5年間で1,500円にするとしたら、毎年100円程度の引上げが必要になります。

今回は、新潟での引上げ額は65円でした。いつになったら1,500円が実現するのか。これでは、非正規で働いている人たちに、希望は持てません。

物価上昇も続いています。6月の消費者物価指数は、生鮮食料品を除く総合指数では3.5パーセント上昇し、エネルギー価格も高騰が続いています。食料品の値上がり、特に生鮮食品を除く食料が8.2パーセント上昇し、米類も過去例を見ないほどの高水準となりました。新潟市では、水道料金が大幅に上がりました。9月には、加工食品、調味料、菓子類を中心に合計1,235品目の値上がりが予定されているという。こんなニュースが毎月のように流れています。多少賃金が上がったとしても、この物価上昇、物価高騰には追いつかず、実質

賃金は6か月連続で減少し続けています。決してぜいたくをしてるわけでもないのに、生活が苦しいままです。思い切った最賃の引上げを求めます。

ここ30年間賃金が上がりませんでした。非正規労働者を増やし続けてきました。企業の利益を上げるために人件費を削り、低賃金の労働者を増やし続けてきました。非正規労働者は、労働者全体の4割近くになりました。

非正規労働者は言います。たとえ正規労働者にならなくても、新潟で結婚して、新潟で子どもを育て、新潟で豊かな老後を過ごすことができるのであれば、非正規労働者でも構わない、そういう人もいます。もっと時給を上げて欲しい。これは多くの非正規労働者の声であります。

結婚しない人が増え、子どもを持たない夫婦が増えています。少子化対策を言うのであれば、賃金の引上げ、最低賃金の引上げこそ実のある対策ではないでしょうか。最賃の引上げは、パート、アルバイト、派遣社員など非正規労働者にとっての賃上げです。とても重要です。

生計費試算では、東京北区の新潟市もほとんど変わらないという結果が出ました。労働の価値は一緒です。私たち、地域間格差が広がっているのを改善し、全国どこでも同一賃金を目指します。目指しています。

介護労働者の方から、今回、私が意見陳述すると言いましたら、託された声がありました。介護現場には最低賃金近傍で働く人たちが多くいます。地元新潟で介護の養成校、介護職の養成校を卒業しても、新潟は賃金が安いから、同じ仕事をするなら賃金の高いところがいいと言って、賃金の高い地域に就職してしまいます。同じ国家資格でありながら、働く地域で賃金が下がるのは絶対におかしいという声が私に届きました。

最賃を低く抑えれば、民間の賃金も低く抑えられ、公務労働者の賃金にも低さがスライドしてしまいます。最賃の低い新潟県では、購買力が低迷し続け、経済がうまく回らなくなります。賃金が上がれば、労働者は買い物もし、旅行もし、娯楽にもお金を使う余裕が出てきます。地域の中小企業を潤すことができます。地域を活性化するためにも、賃金を思い切ってあげる。それしかないと思います。

石破さんは最賃を1,500円にすると言いました。是非、国の責任で中小企業に直接、支援していただきたい。それも強く訴えるものです。

私たちは一昨日、新潟県知事に要請書を手渡しました。最賃の引上げに当たり、中小企業者への直接支援をぜひ検討してもらいたいという要請です。最賃は直ちに1,500円、目指せ1,700円、私たちの要求です。最賃審議会の委員の皆様には、もう一度検討してもらい、大幅な引上げを要請します。

よろしくお願ひします

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただいまの意見陳述について、ご質問やご意見はございませんか。よろしいですか。

寺崎様ありがとうございました。

続きまして、レインボーユニオン山崎様、よろしくお願ひします。

[意見陳述者：レインボーユニオン（関係労働者団体）]

レインボーユニオンの山崎と申します。このような機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

今回の答申 1,050 円では、人間らしい生活を営むことができないため、異議を申し立てたものです。

最低賃金が生存権と結びついている以上、労働者の生計費を満たす金額となることは最低条件だと思っています。具体的には、中小下請に対する支援策を積極的に議論をする中で、最低賃金を 1,500 円以上に引上げ、国際的な水準を勘案して 1,700 円を目指すべきと考えております。異議申立ての理由について 3 点を挙げます。

1 ページ目の下の方になりますが、(1) からです。生計費については、都道府県ごとに大きく数値の異なるような標準生計費ではなく、労働組合が試算する生計費調査を基にすべきです。労働側委員からは、審議において連合リビングウェイジで 1,130 円という数字が出されていましたが、これは自動車を保有しない場合です。当然、新潟においては控えめな数字になります。自動車を保有する場合は、月額 23 万 8,000 円ということですので、これをフルタイム労働者の所定内労働時間である 152.6 時間で割れば 1,560 円となります。また、今しがたの新潟県労連の最低生計費資産調査アップデート版では、1,837 円ということですので、なおのことになります。つまり、今回の答申では、新潟県における一般的な労働者にとって不足しているということになります。

また、今回、公益委員見解では、収入に対する生活費の割合が高い最低賃金近傍の労働者の欠かせない支出である食料と光熱水道の負担増が最低賃金の改正に考慮する必要があるとしています。しかし、3 要素の実態を踏まえて、労働者の生計費を重視し、具体的には、新潟市消費者物価指数の食料の平均 6.67 パーセントを参考値として用い、算定した 65 円を引上げとしており、ここでは、光熱水道の上昇値は 2025 年 1 月から 6 月の平均 11.73 パーセントが考慮されていません。もしも、これを直接の参考値とすれば、115.5 円の引上げとなり、答申金額よりも上回ったのではないかと思います。

第 1 回本審では、口頭陳述 6 人目の非正規公務員の方が、夫婦ともにずっと非正規雇用労働者として働き、自分の娘が同じ仕事に就きたいと言ってくれたのに、その背中を押すのではなくて、やめておきなさいと言わなければならなかつた。こんな悲しいことがあるでしょうか。10 年、20 年前ならば、最低賃金で働いている人は、主婦パートか学生アルバイトだったかもしれませんが、今は違います。労働組合のない民間職場はたくさんありますから、賃上げの波は、最低賃金の大幅引上げで届かせなければなりません。

また、公務職場の非正規は本当に無権利状態ですから同じようなものです。確かに最低賃

金は法律上、3要素を踏まえて決定しなければなりませんが、そこには苦しさの中で生きる人間の姿が見えるような血の通った答申を出していただきたいと思います。

(2) です。新発田民主商工会の意見書は、異常な物価高騰が国民生活に多大な影響を及ぼしていることから大幅な最低賃金の引上げが必要であって、その一方で、さまざまな支援策を要望していました。私はその事務局長とお話をさせていただきました。立場は違っても、この点は共通認識ができたと感じています。

しかし、今回、使用者委員から聞こえてくるのは、いわゆる支払能力の範囲内でしか引上げができないとするばかりでした。石破政権の目標に達しない63円の目安額さえ受け入れられないとのことです。最低賃金の大幅引上げは世論です。物価高騰も止まりません。ではどうするか、そのことを考えるほうが建設的ではないでしょうか。

私たちは中小企業が地域経済の担い手であると考えています。中小企業を支援することは、単なる事業者支援ではなく、地域社会を守ることです。中小下請企業への直接支援は、事業者に対しては、賃上げに踏み出す挑戦を後押しするものとなり、その結果として、労働者の消費意欲が向上して、地域経済全体によい影響をもたらすと期待できます。

国は目安よりも上回る場合、重点的に支援をすると表明しています。それについてどのように検討されたのか。また私たちレインボーユニオンからは国だけでなく、新潟県へも要望して欲しいと意見書を提出しております。今月18日、石川では、最低賃金審議会長と労働局長が県庁を訪れて、賃上げに関する要望を提出したと報じられています。そして、石川県は9月補正予算で賃上げ支援策を計上したいとしています。

こうしたことを新潟でも行うことについて検討されたのかどうか、ぜひ教えていただければと思います。といいますのも、新潟県労連、えちごユニオンの皆さんと一緒に一昨日20日に、中小企業への直接支援を実施するように県知事あてに要請を行いました。石川と同じように要請したら対応してもらえるかと尋ねたところ、できる限り対応はすると回答もらっています。

今日を過ぎても要請はできますので、ぜひご検討いただきたいと思います。目安額を上回り、国による中小企業支援が行われることや新潟県の要請を計画して支援を引き出すようなことを前提とすれば、答申金額が今より引き上がった可能性はあります。

理由の三つ目です。審議会の運営についてですが、改善した点もあります。ただ専門部会では全体会議の時間に対して、二者協議にかける時間が長すぎないでしょうか。さらに今日は多いわけですが、専門部会を取材するマスコミの方は非常に少なかったです。県民にとって10月からの最低賃金がいくらになるのか。その途中経過の議論は本来、関心のあるところのはずです。最低賃金の重要性を考えれば、議論は傍聴者だけでなく広く知らせてほしいと思っています。

ですが今は二者協議が終わってから、公益委員から金額とその理由が報告されている。労使が具体的な金額を巡って議論している様子はほぼありません。これではマスコミは伝えにくいだろうと思います。県の状況を見てみると、もう少し金額のやり取り、あるいは歩

み寄りがあるように思います。労使が直接に議論して、基本的には全会一致を目指すべきだと思います。そうすれば、今回の答申金額も変わったのではないかと思います。審議会の運営については、今後も引き続きご検討いただきたいと思います。

一番最後、大きな3番です。余計な一言かもしれませんけれども、仮にこのまま異議申出が却下され、10月2日から施行されるとしても、諮問は法律上、年に一度と決まっているわけではありません。今後の物価上昇等を勘案して、新潟労働局長は審議会に対して再び改定を諮問するなり、審議会から再度改定する必要があることを建議するなりして、最低賃金近傍で働く労働者とその家族が苦しまなくともいいようにすることをお願いいたします。

私からは以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただいまの意見陳述につきまして、ご質問やご意見はございませんか。よろしいですか。

今、さまざまなご意見を頂きましたけれども、こちらも検討したいと思います。

ただ、ここの場は決まった賃金に対する申立ての場合になりますので、それ以上のお答えはできないということをご理解ください。

[意見陳述者：レインボーユニオン（関係労働者団体）]

はい、承知しております。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

それでは、山崎様ありがとうございます。席に戻り願います。

続きまして、えちごユニオン佐藤様、よろしくお願ひします。

[意見陳述者：えちごユニオン（関係労働者団体）]

えちごユニオンの佐藤です。ユニオンからの申立ては、この十数年来、ずっと主張しながら、その理由も含めてずっと求めていきました。提出した紙面で参加の皆様から確認していただければなというふうに思います。

その上で、この世知辛い世の中で、人間らしく生きる、生きたいと、こうやって地につけ、まっとうに生きている労働者が今、この現状の最低賃金と呼ぶのに、多くの人が苦悩しています。それは我々、ユニオンの相当活動の中でも本当に多くの人が悲鳴を上げています。そしてまた、先般、8月6日の意見陳述の中でも、会計年度任用職員の吉野さんがその実態を切実に訴えています。こうした労働者の苦悩、心情というものに対して委員の皆さんからはしっかりと受け止めていただき、心を馳せていただき、審議に臨んでいただきたいということあります。

委員の皆さんには、それは公益、使用者側は労働者側とそれぞれ立場が違いますけれども、本当にこの労働者が人間らしく生きたいと。そういう社会の状況づくりに向けて、これ再審議をしっかりと議論を深めていただきたいの一言でありますけれども、ユニオンの異議申立てとして終わります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただいまの意見陳述につきまして、ご意見やご質問はありませんか。よろしいですか。

佐藤様ありがとうございました。席へお戻り願います。

ただいま、最低賃金審議会の答申に関する異議の申出につき、諮問を受け、申出されました方々から直接意見を頂きました。これらの異議につきまして、審議を行いたいと思います。

まず、労働者側からご意見を伺いたいと思います。

[労働者側 遠藤委員]

それでは、私の方からご意見を述べさせていただきます。

まずはご発言をいただきました 3 名のお客様に敬意を表したいと思います。その上で労働者側を意見ということで述べさせていただきます。

今ほど 3 名の方からは、今回の金額については不服だと。大幅な引上げが必要だと。生計費に重きを置くべきだと、こういうことだったと思っております。その意見につきましては、労働者委員として同感でございます。私どもとしては、今回の引上げ金額、必ずしも満足はいってないということでございます。

ただ、この場は審議会でございますので、それぞれ公益委員、それから使用者代表委員、労働者委員とそれぞれ 3 要素に基づいて主張をし、金額を主張し、話し合いを進め、歩み寄りをしつつ、最後に着地点を見いだしていく、そういうプロセスだと思っております。

目安の伝達は今年、遅れましたけれども、この場では目安はあくまで目安ということで示される前に金額の審議に入ったわけでありますが、この間、私どもとしては必要な 3 要素のデータは示させていただいたと思っておりますし、金額の方も当初は高い金額を出させていただきましたが、その後、話し合いを進める中で、やはり一致点を見いだしていく。そのためには少しづつ歩み寄りをさせていただいたという結果にございます。

その結果、公益の先生方から公益見解ということで 65 円ということでありました。労働者委員としては、この金額について繰り返しになりますが、必ずしも満足する金額ではありません。しかし、今年度、中賃の方から示された目安額が過去最高ですし、去年からも大幅に引上げがされた金額でありましたので、そういったものも総合的に勘案をし、最後は賛成ということできさせていただきました。

結論としましては、今ほどのご意見の方は非常に重く受け止めさせていただきたいと思いますが、審議会、必要なプロセスは十分に踏まえた上で出された金額だと思いますので、

改めての審議は必要ないと思います。

労働者委員からのご意見とさせていただきます。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

次に、使用者側からご意見を伺いたいと思います。

[使用者側 徳武委員]

それでは申し上げます。今ほどはいろいろな話を大変どうもありがとうございました。

今のお話の中で、中小企業・小規模事業者に対する支援ということが、いくつか指摘されましたけれども、そういった認識については、私どもも全く同じだと思っております。

この度のこの審議の中でも、私どもの方からその点について触れさせていただいた場面もございましたし、それについては公益の委員の皆さん、労側の委員の皆さんも共通の認識だったということで今回の答申には、額の答申のほかに、政府、あるいは行政要望として要望事項ということを盛り込ませていただきました。これは三者で議論する中で、この要望で足りるのかとかという、いろいろ議論もありましたけれども、無制限に書くわけにいかないということで、お示しした内容になった次第でございます。そういったことも私ども考えているということをご理解いただきたいと思います。

このたびの諮問に対する意見ということですけれども、このたびの審議に当たりましては、私どもは、40円の引上げということを提示させていただきました。これは法の定める3要素について、中立、客観的な調査、統計等の結果に基づき、検討を行った、十分に妥当性、合理性のある結論と考えます。

そのため、採決では65円の引上げに反対したということでございます。従いまして私どもの提示額、あるいはそれに近づけるための再審議でなければ必要性はないと考えております。

以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

公益委員からご意見はございますか。よろしいですか。

ただいま、異議の申出を受け、各側委員からご意見をお伺いいたしました。こうした異議の内容については、非常に理解できますし、こちらも大変重く受け止めております。

ただ、本審議会のこの答申は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれの事情を踏まえた議論を行った結果でございます。

そのため、本日、諮問のありました異議の申出については、令和7年8月6日付の本審議会の答申は、審議を十分に尽くした結果であることから、この答申のとおり決定するという

ことが適當であるとし、会長案としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[各委員]

異議なし

[長谷川会長]

ありがとうございます。

では、会長案のとおり決定いたします。本日は貴重なご意見を頂きありがとうございます。

それでは、議題(3)「新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)」に入ります。

事務局は答申文を準備してください。ほか皆様の手に渡りましたでしょうか。答申文(案)となります。

それでは、答申文(案)を事務局から読み上げていただきます。

[事務局]賃金室長

新潟労働局長 福岡洋志 殿。新潟地方最低賃金審議会長 長谷川雪子。

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について答申。

令和7年8月22日貴職から同年8月6日付、新潟県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する新潟県労働組合総連合他2件の異議申出に關し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記、令和7年8月6日付、答申どおり決定することが適當である。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

ただいま読み上げた答申文(案)について異議はございませんか。なしですか。

それでは答申文(案)のとおり答申いたします。

[事務局]賃金室長

会長、局長、前へお進みください。

(答申文を会長から局長へ手交)

[事務局]賃金室長

座席にお戻りください。

ご審議どうもありがとうございました。ここで労働局長の方からお礼のご挨拶をさせていただきます。

[新潟労働局長]

本日、ただいま答申を頂戴いたしました。

この間、委員の皆様方には大変ご多忙の中、熱心にご審議をいただきましたことを、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

本日の答申を頂戴いたしまして、これを踏まえて今後は労働局といたしましては、しかるべき手続きを経て、見通しといたしましては、10月の2日の改定ということになることだと認識をしているところでございます。

前回の審議会でも申し上げましたけれども、私ども労働局といたしましては、まずは改定になった暁には、関係者の皆様方に周知をしっかりと徹底をしていきたいと考えておるところでございます。

また、中小企業・小規模事業者を中心とした事業主に対する支援、こうしたこともしっかりと活用いただけるよう、丁寧に対応していきたいと考えているところでございます。

賃上げにつきましては、やはり人材の確保、あるいは定着、あるいは育成ということが大変重要になってくると認識しておりますので、私ども労働局といたしましては、例えば、労働環境の改善、あるいは働き方改革と、こうした取組について、労働局、労働基準監督署、ハローワークと総力を挙げて、しっかりと取り組む所存でございますので、審議会の委員の皆様方におかれましても、適時でご支援、ご協力を賜る場面があると思いますので、是非ともお願ひを申し上げて、挨拶とさせていただきたいと思います。

この間、本当にありがとうございました。

[長谷川会長]

ただいま、新潟県最低賃金の異議申出について、局長に答申いたしました。

これで、新潟県最低賃金のすべての審議が終了いたしました。

最低賃金審議会令第6条第7項に基づき、専門部会を廃止したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[各委員]

異議なし

[長谷川会長]

ありがとうございます。

それでは、専門部会を廃止することといたします。

これまでの関係委員各位のご苦労に感謝いたします。

お疲れさまでございました。

それでは、引き続きまして議題（4）「新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議」に入ります。

前回の審議会につきまして、すべて継続審議といたしましたので、各種商品小売業、自動車、電子部品等の順でご審議いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[各委員]

異議なし

[長谷川会長]

それでは最初に、各種商品小売業の特定最低賃金改正の必要性につきまして、審議をいたします。

まず、事務局から説明をお願いします。

[事務局]賃金室長

各種商品小売業についてご説明いたします。第3回の本審においてお配りしました資料No.3の各種商品小売業の申出をご覧いただきたいと思います。

下の方にあります、5の申出の理由になります。そこに最も低い労働協約の金額、いわゆる企業内最低賃金が1,035円となります。

先ほど、新潟県最低賃金が1,050円となりましたので、1,035円では新潟県最低賃金を下回り、いわゆる埋没という形になります。また1,050円になりましたことで、申出いただきました1,035円以上であった企業の企業内最低賃金もすべて埋没することになりました。

つきましては、特定最低賃金は、地域別最低賃金以上の金額の定めが求められますので、企業内最低賃金の引上げの具体的な見込みがないようでしたら、改正決定の必要はなしとなります。なお、新潟県最低賃金1,050円は発効日以後、この各種商品小売業にも適用されることとなります。

説明は以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたけれども、実際に企業内最低賃金の引上げの見込みっていうのはございますでしょうか。

片山委員お願いします。

[労働者側 片山委員]

それでは、片山の方から説明させていただきます。

前回8月6日に、今までの間、確認させていただいたんですけど、今回、労働契約として2社出させていただいているんですけど、2社とも労働組合を通して確認させていただいたんですけど、現在のところを上げるという見込みがないというところで確認が取れましたので、その報告をさせていただきます。

以上です。

[長谷川会長]

ご回答ありがとうございます。

今の回答にありますように、各種商品小売業の特定最低賃金につきましては、引上げの見込みが確認できないということでございます。

そのため、改正の必要なしとの答申にしたいと考えますが、いかがでしょうか。よろしくおございますか。

[各委員]

異議なし

[長谷川会長]

ありがとうございます。

それでは必要なしとして答申することといたします。

続きまして、自動車の特定最低賃金の改正の必要性の審議をいたします。

最初に、前回審議会において、事業所の数の確認をお願いするということでございましたが、その説明をお願いいたします。

[労働者側 田辺委員]

私のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

本日お配りをしております資料No.4になります。前回、適用労働者数の内訳ということで、事業所数を12ということで申出の中には記載をしておりました。使用者側のほうから事業所数でということですので、12社167事業所ということで、資料のほうには、3番追加をして、それぞれの事業所名称と事業所数の内訳を記載して、提出をさせていただいたというところでございますので、この資料をもって報告に代えさせていただきたいと思います。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

使用者側委員のほうからご質問はございませんか。ないようでしたら、前回、労使双方から必要性ありというご意見を頂いたのですけれども、徳武委員から、ご発言をお願いいたします。

[使用者側 徳武委員]

では、必要性があるかどうかの意見ということだと思いますので。

前回、申し上げましたけれども、今回の改定に当たっては、割合が、いわゆる割合が3分の1を超えるということで、これは従来、私どものほうで3分の1を超えていれば、必要性ありでしょうと。特に自動車の場合は、業種の中の比率が高いということで必要性ありということを申し上げましたけれども、それについての結論は変わりません。

ただ、今回、頂いた資料を拝見して、ちょっとお願いがございますけれども、ここにお示しいただいた資料の二つ目、最低賃金の必要性に合意する労働者数の内訳を拝見しますと、企業数が12社で、その労働者数が3,057人だということで、これ単純に割ってみると、1社当たり254人の方がいらっしゃるということになります。その下の3番に、その12社のそれぞれの事業所数が書いてありますけれども、こちらを見ますとほとんどが10以上、中には20を超える事業所、いわゆる営業所でしょうね、持ってらっしゃるということで非常に大手の企業さんなのかなと見ております。

ちょっと戻っていただいて一番上です。ここには総合の数字が書いてありますけれども、これを見ますと1,314事業所で、労働者数が8,860人ということですので、今、申し上げた2番のところを除いて、ちょっと今、計算してみたんですけども、単純に言うと労働者数が5,803人で、これは事業所しか書いていませんけども、事業所数が1,320なので割ってみると4人ぐらい。1事業者当たりの4人くらいということになります。

実際、見てみますとこの業種の中には、非常に大手企業さんもありますし、規模の小さい事業所さんも数多くあると認識しています。

従いまして、この度は大手の事業所さんの労働協約があることをもって必要性がありということになるわけですけれども、この後、実際に金額の審議をする際には、やはり大手の企業さんと小規模の事業者さんでは、いろいろ事情が違うこともあるかと思いますし、そういったことにも十分配慮して審議を頂ければと思っております。

以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

今の関係につきまして、労働者側から何かございますか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

必要性ありというご意見だということに関しては変わりないと思いますので、改正の必要性ありということでよろしいでしょうか。

[各委員]

異議なし

[長谷川会長]

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、必要性ありの旨、答申することといたします。

続きまして、電子部品等の特定最低賃金の改正の必要について審議を行いたいと思います。

まず使用者側からご意見を伺いたいと思います。

[使用者側 徳武委員]

それでは、ご説明させていただきます。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、長いので電気の特貨とすみませんが、ちょっと省略させていただきます。

こちらにつきまして、考え方ということですけれども、今回、初めて特定最低賃金の審議に臨もうという委員の方もいらっしゃるかと思いますので、少しお時間を頂いて、説明させていただきたいと思います。

今日、ナンバーは付いてないんですけども、お配りしました資料がお手元にあるかと思いますので、そちらをご覧になりながらお聞きいただければと思っております。

それでは、まず前提となる現状について申し上げます。お配りいたしました資料1ページの1、業種のくくり方に関する審議会等の考え方についてからでございます。こちらは、特定最低賃金に関する中央最低賃金審議会の議論の内容が書かれておりますけれども、具体的には、皆さんお手元にあるこの最低賃金決定要覧の冊子の202ページから書いてあります、これを全部読むわけにいきませんので、ちょっとこちらのほうにポイントだけ抜粋させていただきました。後でご覧いただければと思います。

まず、昭和56年の中央最低賃金審議会、これもすみません長いので中賃と言いますけれども、その答申では、地域別最低賃金が定着し、低賃金労働者の労働条件の向上に実効性を持つようになってきた現在においては、産業別最低賃金、いわゆる特定最低賃金の役割、機能の見直しを行うことが必要であるとされました。

昭和57年の中賃の答申では、産業のくくり方については、日本標準産業分類の小分類、または必要に応じ細分類によることが原則で、同種の基幹的労働者をそれぞれ含む2以上の産業を合わせて一つの産業別最低賃金を設定することができるとされました。

平成10年の中賃の協議会報告では、産業構造の変化に的確に対応するため、必要に応じ、適用除外業務及び業種のくくり方について見直しを行うとされました。

平成14年の中賃の協議会報告では、産業別最低賃金における相当数の労働者の範囲についても、原則として1,000人程度とし、地域産業の実情を踏まえ1,000人程度を下回ったものについては、申出を受けて地方最低賃金審議会において、廃止等について調査、審議を行うこととするとされました。

次に、2番、本県の電気の特賃に含まれる業種についてでございます。具体的には資料の1ページから3ページにかけて記載してございます。時間もありますので全部読みませんけれども、数えましたら50の小分類の業種が含まれております。

例えば、これは1ページ目なのかな、2813番の半導体素子製造業、あるいはその後、出てきます2814番の集積回路製造業などの先端製品を製造している業種もございますが、その後に出てきます2931番厨房製品製造業、これは具体的には炊飯器や電子レンジを作っている業種でございます。続く2932番、空調・住宅機器製造業、こちらは扇風機やエアコンなどを作っている業種でございます。その後、2933番、衣料衛生関連機器製造業、これは洗濯機やアイロンなどを作っている業種だそうでございます。2942番、電気照明器具製造業など、先ほどと違って家庭でよく使われるような製品を製造している業者もございます。

また、こういったものと同じ中分類の中には、2961番、X線装置製造業、あるいはその次に2962番、医療用電子応用装置製造業など、医療用の高度な機器を製造している業種も一緒になっております。

さらに下へいっていただきまして、3012番、スマートフォン・携帯電話・PHS電話機製造業、3032番、パーソナルコンピュータ製造業と同じ中分類の中に、3015番、交通信号保安装置製造業などが入れられております。

ご参考までにそこに書いておきましたけども、同じく今回、答申が設けられております自動車は、二つの小分類からなっておりまして、各種商品小売は10の小分類が含まれておりますが、皆さんの身近なところにありますスーパーさん、コンビニさんなんかは食品が主で、ホームセンターさんなんかは住関連が主になりますので、この各種商品小売には入ってきていませんということでございます。百貨店とコンビニが一緒でよいのかなどということは、議論の余地があるかと思うんですけれども、ここの本旨ではありませんので、それはまた別の機会ということにしたいと思います。

次に、3番、本資料3ページ目の下のほうです。本県における地域別最賃と電気の特賃の金額の推移ということでこれをちょっとグラフにしておきました。グラフは平成元年から調べておりますけれども、折れ線の四角くマークのついているのが地域別最低賃金、丸いマークがついているのが電気の特賃の金額の推移でございます。棒グラフは、電気の特賃と地域別最賃の差額を示しております。ご覧いただいたとおり、この棒グラフの差額については平成元年の66円から拡大していき、平成24年に111円で最大となりましたが、平成25年以降は差が縮まってきており、昨年は20円となりました。これまで電気の特賃は、地賃が上がっても追いつかれるということはありませんでしたが、現在、電気の特賃は1,005円でございますので、県最賃1,050円と逆転したということでございます。

最後に4番、電気の特賃における中分類業種ごとの労働協約の適用を受ける基幹的労働者数と申出人数の割合です。すみません、こちらの資料にミスプリがございまして、そこに計算のしてあるところの上に適用労働者数と申出人数と書いてありますけども、これは反対です。直していただければと思います。

要は、この三つの業種の割合を見ますと、電子部品・デバイス・電子回路製造業は 38.39 パーセント、電気機械器具製造業は 45.65 パーセントありますが、情報通信機械器具製造業は 14.44 パーセントでございます。また、情報通信機械器具製造業の申出人数は、適用労働者数ですね、1,080 人となりました。

以上の現状を踏まえました、私どもの考え方についてご説明をさせていただきます。特定最低賃金は、一部の事業所に労働協約があることをもって、残りのすべての事業所も含めた全事業所に地賃を上回る額が法的拘束力を持って一律に適用されます。また、これを支払うことができなかった場合は、最大 30 万円の罰金を科されるものでありますことから、これについては慎重に検討を行わなければならないと考えております。

こうした観点から、本来なら申出人数の割合が大多数あるべきで、最低でも過半数あるべきだと考えておりますが、これまで過去の本審議会における事例を考慮し、3 分の 1 以上であれば、改定の必要性あるものと譲歩し、それに伴い、今、ございましたけれども、そのときには個別に事情をお聞かせいただいて、対応をさせていただきました。

さて、私どもは先ほどご覧いただいた中賃の考え方は、業種が違えば仕事の内容なども違うものであり、すべての業種に一律に適用される地賃がありますことから、違う業種をまとめて一律の特賃を設けることは適当でないとの考え方によるものととらえております。電気の特賃については、先ほどご覧いただきましたように、三つの中分類がそれぞれ全く異なるものでございますが、一つの中分類の中でも、共通性が見られない業種も数多く含まれております。

これを踏まえまして、私どもは、令和 4 年の審議会におきまして、電気の特賃が三つの中分類の業種を一くくりにして、共通の特定最低賃金を設けていることは適切でないということをご説明させていただきました。加えまして、最近の電気の特賃と県最賃の金額の現状に鑑みれば、改めて、中賃の答申も踏まえて考えていく必要性も出てきたのではないかと考えております。

また、今年新たに示されました、中分類業種ごとの割合を見ますと、情報通信機械器具製造業は 3 分の 1 のその半分にも届いておりません。また、その上、適用労働者数も中賃の指摘するところの 1,000 人程度に近いということが分りました。

繰り返しになりますけれども、私どもは中分類 3 業種、小分類では 50 の業種を一くくりにして、特定最低賃金を課すということ自体、基本、不適切なものであるとも考えてまいりましたところ、情報通信機械器具製造業の割合が 14 パーセントにとどまっているのに、この業種だけでなく、他の 2 中分類のすべての事業所も一くくりにして、特定最低賃金を課す、あるいは他の 2 中分類が 3 分の 1 あるということで、情報通信機械器具製造業も含めたすべての事業所を一くくりにして、最低賃金を課すということは認められるべきものではないと考えております。

以上から、このたびは改定の必要性がありと考えることはできないものでございます。

ただし、先ほど申し上げましたように、これまでの審議会で譲歩してまいりました経緯を

踏まえまして、当面の間は、この 3 分の 1 以上となった際にはその機能や役割の観点と合わせて検討の余地があるものと考えていることも申し添えます。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

次に、労働者側からご意見を伺いたいと思います。

[労働者側 永井委員]

それでは電気連合永井のほうからご説明したいと思います。

まず、くくり方に関する考え方となります。

現行の産業別最低賃金の廃止と新産業別最低賃金の展開についてですけれども、こちらは要覧の 216 ページ (2) のくくり方に関する経過措置は、日本産標準産業分類の小分類は必要に応じ細分類によることを原則とするが、現在、中分類以上の範囲で設定するものについては、適用除外の経過の実施状況、労使関係団体の組織状況、基幹的な業務の共通性等を勘案しつつ、地方最低賃金審議会において適用対象業種の合理的な範囲、くくり方を決定するものと記載されています。

このように、審議会で決まった範囲である以上、労側としては、その決定に従って申請をしてまいりました。新産業別最低賃金の移行の際も、最初は電気産業機器器具製造業としてスタートして、時代に合わせて電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業の 2 中分類に移行して、さらに電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の 3 中分類に変わってきました。この移行も、労側が勝手に変更したものではなく、労働局からの提案を受けて審議会でしっかりと議論され、了承されたものと認識しています。この点については、労働局もよくご存じだと思います。

いずれにしても、審議会で確認を取った上、毎年申請し受理していただき、審議会で必要性審議や改定審議を進めてまいりました。

使側のくくりに関する考え方は、あくまでも使側のご意見です。さらに言えば、審議会は、制度のあり方を議論する場ではなく、制度に基づいて申出した内容について審議する場です。

労側としては、これまでの審議会で決まった範囲で申請しており、特に問題ないと考えております。もし、このくくりに審議会として問題があるということで、使側委員が現行のくくりでは審議に応じないということであれば、どんなくくりでまとめるのか。明確な根拠を示して、使側主導で新設に向けた動きを進めていただきたいと思います。

労側としてもそうした動きがあれば協力してまいりますし、ただ必要性審議で変更のくくりに課題があるとして、必要性なしとするのは、単に必要性を認めないと理由付けに過ぎないと考えます。

新設を行う場合でも、これまでの間は、特定最賃の継続性の観点から、現行のくくりで特

定最賃審議を進めるべきだと思います。新しい枠組みの準備が整ったら、そちらに移行して、新たな枠組みで審議を進めていけばよいのではないかでしょうか。

次に 3 分の 1 の考え方についてお話をします。労側としてはここ数年間の使側がこだわっている 3 分の 1 以上申出がないと必要性がありとは言えないという判断基準には、正直不満を感じていますが、使側の判断基準である以上、全会一致の判断が得られるように努力してまいりました。昨年は母数となる適用労働者数が前の年から 2,000 人も増えたということで、申出人数が 3 分の 1 に届かず、残念ながら必要性ありとは認められませんでした。

その増加について、労働局に理由を尋ねたところ、経済センサスが平成 28 年の調査から令和 3 年の調査に変わったことや、主要取り扱い商品の変更などで電気最賃の枠の業種が変更になった会社が多かったのではというコメントを頂きました。平成 28 年と令和 3 年の間にはコロナ禍があり、そういうこともあるのかと納得はしきれませんでしたけれども、数値は信用せざるを得ないという状況でした。審議会では、この 3 分の 1 に達しなかったことで、使側や公益委員の一部の反対によって必要性なしとなるような、残念な、非常に残念な報告をしたところです。

今年の状況を見ますと、申出人数は多少変動があって、昨年は 7,036 人、今年は 6,639 人となっています。母数である適用労働者数は 4,800 人減少しています。昨年が 2 万 1,870 人、今年は 2025 年が 1 万 7,040 人となっています。この数値が本当に正確なのかは疑問に感じているところです。現在、使側委員の必要性判断の材料として 3 分の 1 以上が求められている中で、この母数の正確性は確認したいところです。労側は厳しい条件のもと、毎年、申出組合の人数調査を行い、正確な人数を提出しています。不明瞭な数値で判断するのはどうなのかと思いますし、こうした数値のもとで、本当に厳格に 3 分の 1 以上でよいのか、労働局の考えを伺いたいということです。

今年はかろうじて、3 分の 1 以上を達成することができました。申出人数が 3 分の 1 を超えていたので、これまでの判断であれば審議ができると思っています。

しかし、今回の使側のくくり方に関する発言は唐突で、これまでにも労側として 3 分の 1 を認めていたわけではありませんが、近年、使側の判断材料の一つとなっていた事実があり、今年はクリアできていました。

これまで、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業として 3 分の 1 以上を求められてきて、それをクリアしたと思ったら、今回は突然、中分類ごとに 3 分の 1 以上という新たな条件が提示され、必要性を認めないと言われました。これは電気特定最低賃金審議をさせないために持ち出した条件としか思えません。

また、仮にすべての業種で 3 分の 1 以上クリアしても、新たな判断材料を持ち出して条件を突き付けてくるということも予想されます。使側の皆さんがどうしても審議されたくないという理由がどこにあるか、理解に苦しむところです。こうした唐突で一方的な判断を審議会として認めてもいいのか、公益委員や労働局のご意見もぜひ伺いたいところです。

使側は例年少ない人数の申出で多くの企業の影響を与えるのはよろしくないということ

で、3分の1にこだわってきましたし、昨年の必要性審議では、公益委員の一部の賛同も考慮されたと認識しています。今回、使側が出た情報通信機械器具製造業では、適用労働者数1,080人に対して申入れ人数が156人、つまり14.44パーセントしかありません。そのため、その他二つの業種1万6,000人が特定最低賃金の改定ができない状況にあります。この点についても、公益委員や労働局のご意見を伺いたいです。

そもそも特定最低賃金を含む最低賃金審議は、労使交渉の補完、代替の役割を担っています。申出人数が少ないという点は確かにありますが、それは労使交渉の場がなく、労働条件の向上ができないという環境があるということになります。それを、労使の代表は代替として行うものであり、少ない申し立てで広く波及させていくことこそが、最低賃金審議の目的ではないでしょうか。

以上、労側の意見とさせていただきます。お願ひします。

[長谷川会長]

どうもありがとうございました。今のご意見につきまして、それぞれ、お伺いしたほうがよろしいでしょうか。

使用者側から、今のご意見に関してありますでしょうか。

[使用者側 徳武委員]

ご意見ありがとうございました。

まず、3分の1というところが出てきましたけども、これ先ほど申し上げましたが、私ども、3分の1あれば、必要性ありと認めますよということを申し上げてきたのは、基本的な考え方としては、大多数、あるいは過半数はあるべきだろうと考えているというところでございます。

ただ、今まで、労側の皆さんの方で、おおむね3分の1あるんだから、認められるべきだろうというようなご主張をされてまいりました。この概ね3分の1以上というのは何かというと、労働局長が申出を受けるかどうかという判断基準であって、審議会における必要性審議の判断基準ではございませんが、過去においてこの審議会では、使用者側も、3分の1あれば、必要性ありとしましようということで譲歩してきたものでございます。私どもの判断基準としては、あくまでも過半数とか、半分以上はあるべきだろうというところでございます。

それから業種のくくり方につきましては、日本標準産業分類は、ご存じのとおり、何回か改定をされております。この三つの分類に分かれる前に、その前は一つの業種だったと認識、確かにそのとおりだったと認識をしております。

ところが、当初一つだった産業分類ですけれども、その中にあるような業種というか、実際の企業が作ってる製品とか、一言で言えば業種ですけれども、そういったものが非常に細分化してきて、これ一つのくくりでは不適切だろうということで、細分類もそうですし、

中分類も分化してきたという実態になると思います。

そういうことも踏まえて、私どもは考えておるところですけれども、先ほど、審議会の中でこの三つの分類が分れたときのというお話もございましたけれども、私どもの認識ではそのときは労働局の方から、今までと変わらないんだと。この度は産業分類が三つに分かれるけど、今までと何も変わりませんという説明で、実質的な審議が行われているかどうかというのは、非常に疑問に思っております。

それはそれでさておきまして、今ほど申し上げましたように、現在は、この業種に限りませんけれども、非常に各業種の中で、企業の製品とかサービスとか、あるいはビジネスモデルとか、そういうものが非常に多様化しております。そういうことからも踏まえまして、私どもの方で考えます、そういうものにやっぱり柔軟に対応していくべきじゃないかと考えているところでございます。

先ほど、じゃあ業種のくくり方の見直しをすればいいんじゃないかというようなご意見でしたので、使側のほうで仮にこの業種の見直し、くくり方の見直しをするということになればどうするかということでしょうけども、これは手続きとして1回廃止をして、もう一回新設をするかどうかということを検討するということになると思いますが、その際は2分の1以上でしたかね、申出について必要になりますが、そういうことも踏まえて、私どももそのご意見については今後、検討してまいりたいと考えます。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

事務局のほうから補足ございますか。

[事務局]賃金室長

事務局のほうにもお聞きしたいということがありましたので、まず母数の、分母のほうの数のものですが、前回にも質問いただき説明させていただいたとおり、センサスが、令和3年度の速報的なものが確定に変わったというものとか、会社の動きとかで変化してあります。私どもとしたら調査したものについて、適用除外するものを外して、機械的に行っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、使用者の今回の意見に対してのコメントを求められておりますが、事務局としては、使用者側に意見を申出するというような立場にはございません。

この特定最低賃金というのは、その業種の業界で、地域別最低賃金があるところ、その業界のために労使が設けていきたいというようなことを前提にして動かしてきてるものでありますので、このような事態になったことは残念なんですが、できましたら事前に労使で協議していただき、そういう必要性があるんだ、というようなものをこの土台に乗せていただく这样一个ことを希望したいと思っております。

そのためには、私どもは調整機能を果たせませんが、会議室などの場所とかの情報・資料

の提供は、可能な範囲で行っていきたいと思っておりますので、そういう中で労使のイニシアチブが形成されていくようにお願いしたいと思います。

以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

公益の感想でしょうかね。ただ、公益の中で特に意見をまとめたわけではございませんので、私個人の感想になってしまふことをお許しください。また何か違いがあれば補足いただければと思います。

今回の使用者の主張に関して、また三つの中分類の中の小分類もそうですね。さらにまとめたものを分けて、その内訳のところで適用労働者数の割合を見てることに関しては、これに関しては正直、今までこの分類でやってきたのであれば、本当はトータルで見ていくのが多分、筋だろうという気はしております。そういう意味では少し唐突に感じるということは率直な感想でございます。

ただ、今回の電子部品の問題の業種のくくり方の問題に関しては、私も議事録確認をいたしましたが、令和4年的小委員会のところで、かなりきちんとした書類を、資料を出されて、提起されているということになります。

ずいぶん前から、これに関しては何とかしたいという使用者側のご意向がかなりあったと。なので、今回の出し方が正しいかどうか、ベストかどうかっていうのは分かりませんけれども、この問題はかなり前から提起されていて、それに関しては、詰めていかなければ、労使の間で、話し合いをしなきゃいけなかつたのかなという気がしております。

先ほど審議会で示されたものだからということで、労働者側の永井委員から言われた216ページでしたかね。ただ、これ、今ほどのように中分類に関しては、中分類でくくってるものに関しては、共通性などを勘案しつつ決定するものとありますが、ここの書き方としては経過措置となっております。

やはりその産業構造も変わる中で、実情に合わせて変える必要が、本来は先にあるべきだったのかな、必要なしの前にこういった場を設けて、どういったくくりが適当なのかという話し合いをするのが、本当はベストなのかな、ベターなのかなと思っております。

それともう1点、この特定最賃に関しては、実は公益委員が果たす役割っていうのは、あまり大きくない。あくまでも、そのイニシアチブ、主導権を持つのは、労使の委員の皆様です。なので、そこでしっかりと話し合いをしていただくというところが、結局、非常に重要なのではないかと思っております。

ほかに補足等ございませんでしょうか。公益委員の先生、いかがでしょうか。よろしいですか。

[使用者側 徳武委員]

ちょっと先ほどのところで補足説明をさせていただきたいんですけども、私ども、業種のくくり方の考え方ですけれども、これは以前から申し上げているとおり変わっていませんよということでそのとおりでございます。

今回、三つの中分類ごとに見てみたというのは、今までそれがなかったからやってなかつただけで、今年やつた、そういった資料のほうを提供いただきましたので、それに基づいて判断をしたということでございます。基本的な考え方は、今日、突然出したというところでございません。

それからもう一点、私ども、このたびの審議に当たっては、先ほど申し上げたような考え方でいますよと、審議に臨みますよということで、事前に労側の方に説明をしたはずです。にも関わらず、今日この審議の場になっていろいろなことを、いろいろな意見を言われるというの、非常にちょっとどうなのかなと。私どものことを唐突だというふうに、不意打ちということだと思いますけれども、ということをおっしゃいましたけれども、私どもは事前にこの考え方をお示ししているはずです。

それをこの審議会の場で返すということはいかがなのか、ということも付言させていただきます。

以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

ほかに補足意見や追加のご意見ございませんか。

[労働者側 永井委員]

くくりの部分のうち、幅が広いというお話なんですけれども、何て言うんでしょうか。

この当該の3電気に関わる当該労使という部分が、使側の方にはその産業の方がいらっしゃらないということで、補足をさせていただきたいんですけども、半導体製造業で集積回路という部分とか、それと家電製品と一緒にするのはいかがかという話かと思うんですが、エアコンにも厨房機器にも、ICが入っておりまますし、集積回路というものが入っておりまますし、いろいろな、様々なX線医療製造装置についても、パソコンというようなマザーボード的なものが入っておりますし、そう思うと、ここはすべて結局、幅広いもののやっていることはほぼ一緒ということでご理解いただきたいなと思っております。

以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

[使用者側 徳武委員]

今のご説明につきまして、私はちょっと納得ができないというか、承知することはできません。

おっしゃるとおり、今いろいろな電気製品見ると、車とかいろいろなものに半導体が使われてるということは、それは事実でございます。

それでは、その半導体自体を作っている事業者さんとその半導体を使って、先ほど申し上げたように、例えばエアコンとか、洗濯機とか、そういったものを作っている事業者さんで働いている方の仕事の内容というんでしようかね、とかそういったものは多分、同じでないと。私も全部の業種を見たわけではありませんけれども、私の知る限りいろいろな会社さんを見せていただいた限りでは、同じ作業、同じような仕事をしているということがちょっと認識がございませんので、そのご意見については、ちょっと承知ができないということでございます。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

ほかに追加のご意見、補足の意見はございませんか。

[労働者側 遠藤委員]

私のほうから意見というか、質問というか、ちょっと想いだけ少しお話をさせていただきたいと思います。

今のいわゆるその三つの中分類が一くくりになる前は、先ほど徳武委員からもお話ありましたとおり、たしか平成14年の段階では、新潟県電気機械器具製造業ということで、これ一つでそれまではなされてきたと。

それが平成14年の見直しで中身が三つの中分類に分かれたという経過になると思います。

過去の議事録では、こちらも先ほど、徳武委員から少し触れていただきましたが、どちらかと言えば、この見直しに当たっては、事務局のほうからこういうくくり、それから名称でどうだという案が示されて、これを受けて当時の専門部会のほうで、議論がなされたと思っております。

ただそのくくり、このくくりでいいのかどうかというところが非常にその重要な部分がやはりちょっと議事録の中では少し確認ができないのかなと思っております。くくりについても十分な議論が果たしてなされたのかというところは、ちょっと私としても見てこない部分があったので、その点はこの場で少しお話をさせていただきたいと思います。

ただ、当時の専門部会でありますので、当該産業の労使がイニシアチブを持って、最終的にはこのくくりでというご判断がなされたものと思いますので、私の考えからすれば、当時の判断に携わった方々の意思を尊重して、全体で見ていただきたいというところが考えとありますので、このままご意見を求めるとか、質問というわけではございませんが、思いとしてちょっとこの場でご発言をさせていただきます。

以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

当時の議事録のところでは、ほとんどその部分は残ってないってことなのでしょうか。分かりました。ずいぶん前のもので、しっかりと残っているものではないのかもしれません、当時の判断を尊重したいというお話をございました。

ほかにご意見はございませんか。ご意見をかなり頂いたところでございます。労側、使用者側双方から大変有益なご意見を頂きました。

残念ですけれども、電子部品の特定最低賃金につきましては、意見の一一致に至らない状況でございます。

特定最賃の必要性の審議は全会一致ということが基本になっております。この全会一致がないと必要性ありにならないということから、今回は改正の必要性はないということを答申せざるを得ないと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、三つの特定最低賃金の審議の結果、各種商品、それから電子部品に関しては必要性なし。自動車については必要性ありという答申になります。

この結果について答申を行いたいと思います。

答申文（案）の準備をお願いいたします。

皆様のお手元に渡りましたでしょうか。よろしいですか。事務局からの答申文（案）の読み上げをお願いいたします。

[事務局]賃金室長

新潟労働局長 福岡洋志 殿、新潟地方最低賃金審議会長 長谷川雪子。新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、新潟県自動車（新車）、自動車部品・附属品小売業最低賃金及び新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、令和7年8月6日付をもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮詢あった標記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

また、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び新潟県各種商品小売業最低賃金について、改正決定する必要はないとの結論に達したので答申する。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

修正すべきところはございますか。よろしいですか。

無いようですので、それでは答申文（案）のとおり決定いたします。

続きまして、議題の（5）「新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）」に入り、答申いたします。

[事務局]賃金室長

それでは会長、局長、前にお進みください。

(答申文を局長に手交)

[事務局]賃金室長

会長・局長席へお戻りください。

[長谷川会長]

それでは、次の議題の（6）「新潟県特定最低賃金の改正決定について（諮問）」に入ります。

ただいま、答申をいたしました自動車の改正決定につきまして、労働局長から諮問していただきます。

[事務局]賃金室長

会長、局長、前へお進みください。

[新潟労働局長]

新潟地方最低賃金審議会長 長谷川雪子 殿。新潟労働局長 福岡洋志。

最低賃金の改正決定について（諮問）でございます。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号）。

よろしくお願ひいたします。

(諮問文を会長に手交)

[事務局]賃金室長

ありがとうございます。

席へお戻りください。

[長谷川会長]

ただいま、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業の改正決定について諮問を受けました。

改正の内容につきましては、専門部会を設けて調査審議を行うことになりますが、その進め方について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]賃金室長

専門部会の設置及び委員の公示についてご説明申し上げます。

最低賃金法第25条第2項に、最低賃金審議会は、最低賃金の決定またその改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を置かなければならないと規定されております。

本日、本審議会に対して自動車に係る特定最賃の改正の諮問が行われましたので、専門部会を設置して調査審議していただくことになります。専門部会の労使の委員については、今後、推薦公示を行います。また、関係労働者また関係使用者の意見聴取の公示も行います。以上となります。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

ただいまの説明に関して、質問等ございますか。よろしいですか。

続きまして、議題の（7）「その他」について、事務局から何かございますか。

[事務局]賃金室長

この最低賃金のポスターのコンテストについて説明をさせていただきます。

[事務局]賃金係長

一点、ポスターコンテストというものについて、ご紹介させていただきます。

毎年開催しております「新潟県最低賃金ポスターコンテスト」についてなります。審議会資料No.5をご覧ください。新潟県最低賃金ポスターコンテストは、最低賃金周知のためのポスターデザインを募り、最優秀賞作品を新潟県の最低賃金周知の広報ポスターとするポスターコンテストです。

募集の期間につきましては、9月17日から10月15日の概ね1か月を予定しております。

審議会会长賞であります最優秀賞の選考、表彰状授与式に当たっては、今年も公労使代表委員であります長谷川会長、佐々木会長代理、徳武委員、遠藤委員にもご協力をお願いしたいと考えております。後日、メール等にて日程の調整をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

ポスターデザインのコンテストの説明は以上になります。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

他にはございませんか。これでよろしいですか。

[使用者側 徳武委員]

ポスターについて、これも前に言ったのか、ちょっと私も忘れてしまったので、念のため申し上げますけれども、このポスターを今、ざっと見ていただきますと、右の下に各種商品小売業の最低賃金の金額が 932 円って書いてあるんですけど、これ改定されてないので、見た方から最低賃金 985 円と言つてゐるのに、各種商品小売って 932 円だなというような誤解を招くんじゃないかなということを非常に危惧しております、決してそうではないので、これよく見ると、小さいところに 985 円だよって書いてあると思うんですけども、そういういつた誤解を招くような、ポスターですので、一目見て分かるような工夫をしていただけるといいのかなと思います。申し添えさせていただきます。

[事務局]賃金室長

ありがとうございます。

前に頂きまして、ずっと考えておりまして、おっしゃるとおり、小さい字で書いてるんですが、他局の何かいい事例とかないか探しつつ、決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。意見ありがとうございます。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

他にございませんか。よろしいですか。

それでは本日の審議を終了いたします。事務局へ進行をお返しします。

[事務局]賃金室長補佐

どうも疲れさまでした。審議の方、ありがとうございました。

次回の審議会は 3 月に予定をしております。日時等につきましては、また追ってご連絡をさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

これをもちまして、令和 7 年度第 4 回新潟地方最低賃金審議会を終了させていただきます。お疲れさまでした。